

坂和総合法律事務所

事務所だより

第23号 2014(平成26)年盛夏号

編集・発行：坂和総合法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満3丁目4番6号

西天満コートビル3階

TEL06(6364)5871・FAX06(6364)5820

メール office@sakawa-lawoffice.gr.jp

HP <http://www.sakawa-lawoffice.gr.jp>

ブログ <http://sakawa.exblog.jp/>

坂和総合法律事務所スタッフ全員集合！

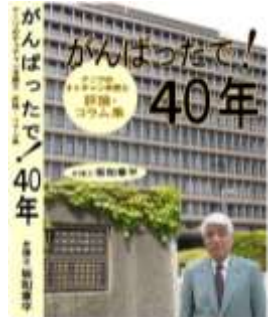


長谷川綾子 足羽菜緒
後藤まどか 坂和章平弁護士
細谷優子
永田ひとみ 坂和宏展弁護士
(写真左上から) (平成26年7月1日撮影)



『シネマルーム32』はアイヌの民族衣装で正装し刀まで持った、ユニークな表紙に。これは昨年夏の家族旅行の際、阿寒湖畔のアイヌ木彫りのお店で撮影したもの。久しぶりに味わった人の情けの感動がその表情にも！

弁護士生活40年の
中、まちづくりと都市
計画を核とした実践や
執筆はすべて思い出深
い。他方、映画評論や
各種コラム書きは楽し
いし、中国関連イベン
トは広がり続けている
。そんな楽しい情報が
タツプリつまった本
書を是非皆様に！



暑中お見舞い申し上げます。

1) 安倍内閣は公明党との与党協議を経て7月1日、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使を認める閣議決定を行った。自衛の措置として武力行使を認める要件は、①国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある、②日本の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない、③必要最小限度の実力行使にとどまる、の3つだ。1954年の自衛隊発足以来歴代内閣が踏襲した「自衛権発動三要件」は、個別的自衛権を念頭においたもの。しかし、イラク戦争等を通して集団的安全保障の観念が広がる中、武力を伴う集団安全保障への参加は憲法で禁じられているとの従来解釈でホントにいいのかという問題意識が高まってきた。個別的自衛権と集団的自衛権を区別する議論の是非を含めて賛否両論があるが、朝日新聞は一貫して猛反対。米艦隊が攻撃されれば集団的自衛権として武力行使ができる。そう単純に言ってしまうと、それは即自衛隊参戦＝戦争の可能性が高まることになるが、さて三要件のしぼりの効用は？今年の夏はそんな真剣な国民的議論でさらに熱くしていきたい。

2) 他方、『W i L L』8月号の石原慎太郎の『さらば、若き盟友 橋下徹』を読めば、男同士の友情や信頼だけで政治が動かないことがよくわかる。マスコミは日本維新の会の分党後の野党再編の動きをおもしろおかしく追っているが、それは民主政治の本質ではない。同様に東京都議会での「ヤジ騒動」にうつつを抜かすのもバカげたこと。政治・経済、軍事・外交のホットなテーマをバラエティ的に取り上げるのではなく、難しくてもその本質を説明する努力を重ね、正確に論点を提示する役割をマスコミが果たさなければ、この国は目茶苦茶になってしまうのでは…。

3) 軸足を国政から地元に移した大阪維新の会は、法定協議会の委員差し替えという強硬手段をとってまで大阪都構想の設計図づくりに固執している。設計図の完成・提示と住民投票での承認、そして来年4月の統一地方選挙での勝利。去る6月29日の『たかじんのそこまで言って委員会』で90分間にわたって吠え続けた橋下徹氏の意気は盛んだが、その周辺は？民主主義が成熟しておらずマスコミに流されてしまう日本人。熱しやすく冷めやすい日本人。そんな前例に照らせば、さて維新の会の行方は？

4) 大リーグでの田中将大、ダルビッシュ有、上原浩治らの活躍には目を見張るし、パレエでの加瀬菜・宮崎たま子の金銀受賞、モスクワ映画祭での熊切和嘉監督の『私の男』の最優秀作品賞、浅野忠信の最優秀男優賞の受賞等々、日本人の世界での活躍は目覚ましい。しかし、W杯ブラジル大会でのザックジャパンの「1分け2敗」をどう分析すれば？今年は「第1次世界大戦から100年」という視点での論述が目立つが、集団的自衛権も政党政治も大阪維新もすべてそんな長く広い視野でじっくり検討する必要がある。

5) 災害復興関連の新法が次々と制定されていても、多くの日本人はそんなことに無関心だし無知。しかし、そこに風穴をあけるためには、団塊世代の多くの同級生がリタイアしていく中、私はまだまだ現役で執筆活動を中心に頑張らなくちゃ。そんな思いで今年の夏も乗り切っていく覚悟です。皆様のご健勝を願っています。

2014(平成26)年7月2日記

坂和総合法律事務所

所長 弁護士 坂和 章平

事務所の近況報告（弁護士業務）

～坂和章平弁護士より

1) 札幌での遺産分割事件は昨年12月の調停成立によって解決。その後、章平弁護士が会社の監査役に、宏展弁護士が顧問弁護士に就任し、会社の運営に関与している。とは言っても、北海道への出張は夏場に限り、5月には仕事の合間に1年半ぶりのゴルフを。それでもスコアは54+47=101と立派なものだった。7月、9月にも出張予定なので、今後は夏場の北海道でのゴルフが定番になりそうだ。

2) 広島県福山市での土地区画整理事業の仮換地指定処分無効確認訴訟は、昨年12月に「辞任」によって終了した。しかし、昨年4月に大津市から受任した大津地裁での建物の除却等を求める義務付け訴訟（行政訴訟）は、膨大な準備書面の応酬が続き、佳境に入っている。また、これを機に新たな事件を受任するなど、相変わらずまわづくり法関連の相談や受任が続いている。

3) 私が監査役を務める株式会社オービックの株主総会は去る6月27日に無事終了した。しかし、5月21日付で某株主から会社法847条3項に基づく総額210億円の支払いを求める株主代表訴訟が提起された。これはロシアでの社債投資の損失が問題とされたもの。会社法847条1項に基づく監査役への提訴請求に対しては、監査役として同条4項の不提訴理由書を送付したが、株主はそれに納得せず、株主代表訴訟を提起したわけだ。被告とされた代表取締役以下の取締役の代理人には東京の弁護士が就任したので、監査役の私は直接関与しないが、今後の推移を慎重に見守りたい。

4) 昨年5月、京阪寝屋川市駅の再開発に伴う道路事業によって敷地の40%が収用されるN氏の事件を受任。主に補償費増額の交渉をしたが、市はケンもホロロの官僚的対応。交渉決裂の中で市から土地収用・明渡収用裁決の申請がなされた。目下、大阪府収用委員会の審理を終え、鑑定とこれに基づく結果を待っている段階。収用事件の処理は、阿倍野再開発訴訟の依頼者A氏以来約20年ぶりだが、場所が谷町4丁目からコスモスクエアの大阪府咲洲庁舎（旧WTCビル）に移転したことも含めて、新鮮な気持ちで再度「権力」に立ち向かっている。

5) 再開発関係の訴訟や相談は相変わらず多い。まず、三田駅前再開発を昨年12月に受任。次に、新たに再開発組合の顧問弁護士に就任したのが、徳島市の新町西地区市街地再開発と高石市の羽衣駅前地区市街地再開発。徳島では住民監査請求とそれに続く住民訴訟が提起されたから、今後の展開は波乱含み。要注目だ。

事務所の近況報告（事務所体制）

～坂和章平弁護士より

1) 厳しい坂和事務所で2年と3カ月安泰に(?)勤務してきた松井麻子弁護士が3月末で退職し、4月から実家近くの神戸の事務所に移った。事件処理にも慣れ、『都市計画法の読み解き方』の執筆等でも戦力になってきていただけに惜しまれたが、新たな出発を見守りたい。

2) 事務局体制では、昨年9月以降新卒の採用に力を入れ面接を続けた。その結果、後藤まどか、足羽菜緒、長谷川綾子の採用が決定し、後藤は昨年11月末から、足羽、長谷川は今年4月から正式に勤務している。3人と

も映画評論のパソコン打ちのスピードと正確性は相当なものだが、わからないことを自分で調べたり、その結果得たものを整理し文章化する作業では、「今ドキの若者」特有の弱点が目立つ。したがって、複雑多岐にわたる法律事務や、臨機応変の対応が要求される秘書的業務においてはまだまだ未熟。何よりも、大きな声でハッキリ受け応えするという基本ができていない。しかし、これは彼女たちの責任ではなく、甘ったるくいい加減な大学教育そのものの責任だ。今後は坂和流の厳しい「指導」の下、今後の成長を期待したい。

事務所の近況報告（出版）

～坂和章平弁護士より

1) 『がんばったで40年！ナニワのオッチャン弁護士評論・コラム集』は5000部を印刷！

私が執筆した新聞記事等を集めた「コラム集」は、昨年12月に完成し、好評発売中！これは弁護士生活40年を記念して『がんばったで31年！』（05年）以降に執筆した新聞記事や旅行記、映画評論などをまとめたもので、400頁を超える大著になった。出版不況の中、どうせ売れないと割り切って自費出版とし、太っ腹にもタダで配布中。興味のある方は是非お申し込みを！

2) 『都市計画法の読み解き方』の執筆開始！

民事法研究会の『建築基準法の読み解き方』の続編たる本書は、結局コンメンタール型とした。まず、「坂和流虎の巻」として、「都計法を読み解くための9つの視点」を提示。例えば、①優勝に対する「準」優勝の視点から読み解く、②原則と例外の視点から読み解く、等ユニークなものだ。次に、各条文を①「定義型」（基本概念型）、②「要件・効果型」、③「定める型」、④「手続き型」、⑤「規制型」（権利制限型）、⑥「時代対応拡大型」（メニュー拡大型）、⑦「政令・規則一体型」、⑧「他の法律委ね型」、⑨「実務型」、⑩「技術・数字型」、⑪「住民の権利拡充型」、⑫「地方分権型」（地域主権型）、⑬「都計法適用優先型」、とパターン分けしたのが大きな特徴。都計法を読み解くための「時代区分」と併せて読み込めば、きっと都計法の読み解き方がわかるはずだ。そんな坂和色満載のユニークな出版を目指して、4月から悪戦苦闘中。完成をお楽しみに。

3) 『市民と法』で「法律家のひとりごと」を執筆

民事法研究会の月刊誌『市民と法』には、「法律家のひとりごと」というページがある。私が今回そこで執筆するのは、「土地区画整理組合の破産」というテーマだ。区画整理組合や再開発組合の「破綻」は、「失われた20年」の中での深刻なテーマだったが、昨年6月岩手県盛岡市の滝沢村室小路土地区画整理組合でついに破産の事例が登場した。全国初の判例を次々と生み出した津山再開発で、再開発組合の「破産」事例の誕生を何とか阻止してきた私としては、これは安易に見逃すことの出来ない重大な問題だ。単なる事例報告ではない、的確な問題提起型の「ひとりごと」をしっかりと情報発信したい。

4) 恒例の『シネマルーム32』も順調に出版！

今年の夏も恒例の『シネマルーム32』が完成した。話題のアカデミー賞作品はもちろん、すごいカンヌの問題作もてんこもりだ。「ロードムービー」が6本にもなったのは65歳という年のせいかもしれないが、「継続は力なり」の実践を今後も末永く続けたい。

1) 東日本大震災復興基本法と特区法の制定

2011年3月11日の東日本大震災の発生を受けて、同年6月に東日本大震災復興基本法が制定された。これは、1997年1月17日の阪神・淡路大震災の際に「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」が制定されたのと同様に、特定の災害に対応したものだ。また、同年12月には東日本復興特別区域法(特区法)が制定された。

2) 災害対策基本法の第1弾改正・第2弾改正

1959年の伊勢湾台風を契機として61年に制定された災害対策基本法の見直しが不可欠とされ、平成24年6月にはその「第1弾改正」が、平成25年6月には「第2弾改正」が実施された。改正の柱は、第1弾改正では、①大規模広域な災害に対する即応力の強化②大規模広域な災害時における被災者対応の改善③教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上、第2弾改正では、①大規模広域な災害に対する即応力の強化等②住民等の円滑かつ安全な避難の確保③被災者保護対策の改善④平素からの防災への取組の強化、等だ。

3) 国土強靱化関連三法と基本計画の公表

小泉改革の中で息を潜めていた自民党の二階俊博議員(和歌山)を中心とするいわゆる「土建族」は国土強靱化法の立法化を強力に進め、再度の政権交代を果たした後、平成25年12月には同法を成立させ、同時に南海トラフ地震法と首都直下型地震法も成立させた。また、これら「国土強靱化関連三法」にもとづく「基本計画」も閣議決定され、公表された。

4) 特定大規模災害復興基本法の制定

平成25年6月には特定大規模災害復興基本法が制定された。「特定大規模災害」とは、阪神・淡路大震災や東日本大震災に並ぶような「著しく異常かつ激甚な非常災害」を受け、災害対策基本法28条の2にもとづく緊急災害対策本部が設置されたもの、と定義された。復興法は今後起きるかもしれない特定大規模災害からの復興の枠組みを決めた一般法であり、基本法だ。

5) 大規模災害復興法の概要

復興法は、①復興対策本部の設置、②国による復興基本方針と都道府県復興方針の策定、③市町村による復興計画の作成、④復興協議会の設置等々の新制度を創設した。これらは東日本大震災復興基本法や特区法と同じ構造で、復興計画に定める復興整備事業や復興一体事業が核心となる。「特区」という言葉はよく登場するが、実はその内容はあまり理解されていない。特定大規模災害からの復興のためには土地区画整理事業や集団移転促進事業などの復興整備事業が不可欠。また、農地を宅地に変更するには農地法上の、市街化調整区域で開発許可をするには都市計画法上の手続が必要だ。しかし、復興事業にはスピード感が不可欠だし、被害にうちのめされている被災市町村、被災都道府県にそのような手続をする力があるかどうかすらわからない。そこで復興法は、特区法を参考に、復興整備事業や復興一体事業を定めた「復興計画」を市町村が復興協議会の同意を得て「公表」したときは許認可等があったものとみなすという許認可等の特例(個別法における手続のワンストップ処理)を設け、さらに被災市町村や被災都道府県の都市計画決定を都道府県や国が「代行」する制度も創設した。

6) 新法の解説が仕事となり、収入にも

『Q&A 災害をめぐる法律と税務』の追録で以上のようなテーマでの執筆を要請された私は、6月中旬からその勉強に取り組んだが、その資料は膨大。新法や改正法それぞれの条文の読み込みはもちろん、官僚たちによるその解説書を理解した上で、執筆しなければならないから大変だ。しかし、①テーマと資料を提供してくれて執筆依頼され、②追録が出版されればそこには名前を出してくれ、③そのうえ原稿料までもらえるのだから、私に言わせればこんないい仕事はない。弁護士は法廷に立つことだけが仕事ではなく、大きく揺れ動く社会情勢の中で生まれてくるさまざまな新法をフォローし、その解説をするのも大切な仕事だ。むしろ、それは、個人の依頼を解決するだけでなく社会的な要請に応えることだから、より意義が大きいとも言える。



トピックス1 100㎡のリビング・ダイニングに改装！ 今後は何でもホームパーティーで！



1) 坂和が現在住んでいる12階建てのマンション、朝日プラザ西天満は少し古いが、約200㎡の最上階一室の部屋だから、広さも景観も最高。しかし、もともと2部屋を予定していたため、トイレが2つあるのはいいが、2つある台所はいずれも手狭だった。そこで、今年の春思いついたのが、広いリビング・ダイニングと対面キッチンへの改修。問題は給排水と排気だったが、数案を検討するなか、「何だ、こんなに簡単にできるのか！」というやり方を発見した。

2) その結果、約100㎡のリビング・ダイニングが完成。南側はすべてベランダだから、北側のドアを開ければ風通しも最高。しかも、東のボードの上と西の飾り棚

の前にはそれぞれ60インチのTVを設置したから快適だし、シンクの前に立つ主婦も気持ちがいい。

3) 完成後は、それまで外でやっていた食事兼打ち合わせ会も、ここでやった方がよほど居心地がいい。そこで早速、新人事務員の歓迎会をホームパーティー形式で。さらに、毛丹青ご夫妻との打ち合わせもここで。ついつい話はずみ、夜11時を過ぎてしまうのが玉にキズだが、今後はこのリビングでのホームパーティー形式による打ち合わせが増えるはずだ。10～15名は十分オーケーなので、近々実現するであろう「江志强(ビル・コン)さん御一行様」との打ち合わせも、多分このリビングで・・・。



鍋を囲んで新人事務員たちと賑やかに



新装なったキッチンの前でハイ、ポーズ

トピックス2 『恵恵（フィーフィー） 日中の海を越えた愛』の出版と映画化！
—毛丹青教授との共同作業、最新報告—

1) 去る6月24日の朝日新聞2面の「ひと」の欄に、岡崎健太さん（37）が登場した。また、6月20日付で恵恵、岡崎健太、付楠（フナン）著の『恵恵 日中の海を越えた愛』が文藝春秋から出版された。さらに6月26日には「NHKニュースウォッチ9」で毛氏の亡き従妹の純愛物語『恵恵 日中の海を越えた愛』についてが放映された。とは言っても、健太くんは芸能人でも文化人でもないから、ほとんどの人は知らないはずだ。

2) 健太くんが中国人女性・詹松恵（ジャン・ソンフィー、愛称・恵恵）とはじめて出会ったのは2004年末。母校の関西学院大学の留学生歓迎パーティー。その3カ月後に2人は婚約したが、結婚式を前に恵恵に乳ガンが見つかった。彼は、高校教師を辞め看病を続けながら中国で暮らし始めたが、その間の日中関係は最悪の状況に。さらに、義父母と共に専念した看病の甲斐なく、恵恵は「どうしても健太と離れたくない」と言いながら、11年6月に33歳で死亡した。その後13年5月に恵恵の母・付楠が娘・恵恵と健太との思い出を綴った著書『我在天国祝福你』を出版。日中関係が冷え切った中で展開された2人の純愛が大きな話題を呼んだ。

3) この恵恵は日中バイリンガル作家で現在神戸国際大学教授の毛丹青氏のいとこ。彼は2011年1月以降『知日』の主筆として大活躍しているが、『知日』が中国で大人気になったのは、「反日」の中でも日本を知りたいと考える多くの若者がいることを見抜き、そこにターゲットをあてて、日本文化の良さを紹介したため。つまり、「反日」という政治的状況の中でこそ、逆の『知日』に価値があると判断したわけだ。

4) それと同じ発想でいけば、日中の政治情勢が最悪の中でも、「日中の海を越えた愛」は感動を呼ぶはず。そう考えた毛丹青氏は、『我在天国祝福你』の日本語版を企画し、愛弟子・泉京鹿氏の翻訳に健太くんの手記を交差させることによって、『恵恵 日中の海を越えた愛』



さようなら、健太
あの日、私をみつめてくれて
ありがとう 手記の
手紙

を完成させた。つまり、この本は「日中間がもっとも厳しかった七年間、困難を乗り越え共に生きた二人と日中ふたつの家族、その真実の物語—。」なのだ。

5) 08年3月に友人の紹介で知り合った毛丹青氏との共同作業が、①上海ブックフェアや中国の大学での共同講演②『取景中国：跟着电影去旅行』、『电影如歌 一个人的银幕笔记』の出版③中国初のノーベル文学賞作家・莫言との対談等々に広がったことは、これまで何度も「事務

所だより」で報告した。しかして、今回は何と、恵恵と健太の物語が映画化されることに！マコとミコの手記を綴った物語『愛と死を見つめて』は1963（昭和38）年に小説も歌も大ヒットしたが、ひょっとして今回はその再来？脚本は既に毛さんを中心に作業中だが、その映画化をプロデュースするのは何と『グリーン・ディステニニー』『LOVERS』『ラスト、コーション』等々を大成功に導いた、香港の大物プロデューサー江志強（ビル・コン）というからすごい。恵恵役の女優はオーディションで選ばれる予定だが、さて健太くんを演ずる日本人俳優は誰に？関学の美しいキャンパスは当然、重要舞台の一つとして登場するはず。そして、ビル・コン以下のスタッフによる日本でのロケハンが秋から開始される。そんな一大プロジェクトが動き始めたが、さてその中で私はどんなお手伝いができるだろうか？それは今後の楽しみとして、まずそんな最新情報の報告を！



大阪弁護士会をバックに
自宅のベランダで



リビングで中国茶を飲み
ながら各種打合せ

トピックス3 若松浜公園とレストラン問題
(河川敷の占用許可をめぐって)

1) 大川(旧淀川)沿いの中之島公園は世界に誇る美しい公園。少し前までは青テントでいっぱいだったが、平松邦夫前市長、橋下徹現市長の努力によってそれが一掃された。その中で急浮上してきたテーマが、「水都大阪」の復活と水辺の活性化だ。活性化のためにはおしゃれなレストランやカフェを誘致するのが一番。そう考えたかどうかは知らないが、美しくなった裁判所の正門(南門)前を階段で水辺に降りていくと、真新しいレストランが建設されたうえ、オープンカフェも。

2) 大川の河川敷を使用するには大阪府の占用許可が必要。そして、裁判所前の若松浜公園はあくまで公園だから民間業者が独占的に占用するのはダメ。当然しかるべき制限があるはずだ。そんな考え方で、私が所属する源蔵町会を含む西天満町連合会は、若松浜公園におけるレストランの営業に関して府との間で協議を続けてきたが、協議は難航。場合によれば、占用許可の取消を求める行政訴訟に発展する可能性も。そんな状況下、この相談を聞き受任することになったから、今後の同公園の行方に注目してもらいたい。



若松浜公園に建設された
レストランとオープンカフェ

3) 今年も7月24～25日には恒例の天神祭が開催され、宏展弁護士が陸渡御、船渡御に参加する。西天満コートビルを所有することによって地域住民としての自覚も強くなった今、この事件(?)を通じて地域の人たちと共に若松浜公園のあるべき姿を追求していきたい。

坂和章平とすばらしき人たち～交遊録
その17～佐藤晴彦氏

1) 08年3月に毛丹青氏と知り合って以降、中国関係の出版、イベント、交流が急速に増えた。NHKラジオ講座で中国語の勉強を始めたのは09年4月からだが、これも毛さんからテキストをもらったのがきっかけ。一生懸命に頑張り、2011年7月には中国語検定4級と3級に合格できた。その励ましと刺激になったのが、神戸市外国語大学の佐藤晴彦教授だ。中国語の先生だから、中国語の教材を出版しているのは当然だが、贈呈してもらった『「話せる」「書ける」表現のための中国語文法』(07年)は受験勉強に大いに役立った。近いうちに、毛さんと共著の『珠玉の中国語エッセイで学ぶ 長文読解の“秘訣”』(09年)にも挑戦しなければ。

2) 近年は、毎年12月28日に4階の大会議室で親しい依頼者、友人を招いた大忘年会を開催しているが、佐藤先生はそのたびに学生さん(なぜか美女ばかり!)を連れて参加してくれる常連さん。毛さんの学生を含めて、毎年賑やかな日中友好、交流の忘年会になっている。佐藤先生の下で中国語を学んだ教え子は、通訳など、さまざまな分野で活躍しているが、学者や役人として第一線で活躍している人もいる。毛さんの紹介によるノーベル

文学賞作家・莫言との出会いと対談(2011年7月)はすごい出来事だったが、佐藤人脈もすごい。今年4月に開かれた、佐藤先生の子供の頃からの友人で、福島区にあるお寺・蓮光寺の住職さんが主催する講演会では、「今の中国を読み解く」というテーマで貴重な勉強をさせてもらった。また、6月の京都大学の金文京教授による『『三国志』から見る現代東アジアの諸問題』もその切り口がメチャ面白かった。講演会後のミナミにある串かつ店「泉」での食事会での活発な議論も毎回楽しみだ。3) 佐藤先生からは毎年4月にはたけのこが、12月にはりんごが届く。これはとにかくおいしいので、毎年それを食べるのが楽しみ。佐藤先生の教材を使って中国語の勉強を続けていく限り、その恩恵にあずかり続けることができる信じているので、今後もしっかり、その勉強を続けたい。いつの日か中国語での日常会話はもちろん、日中間の諸問題をディスカッションできるくらいのレベルになりたいものだ。佐藤先生、今後ともご指導をよろしく!



4月の講演会、蓮光寺前にて



6月の講演会后、串かつ店「泉」で会食

坂和宏展弁護士の新況報告

1) 近況その1・新婚生活

新年号で結婚のご報告をしましたが、その後、無事婚姻届を提出し、新生活を始めて半年弱が経過しました。まだまだ慣れないことが多く試行錯誤の毎日ですが、お互い仕事に追われながら新婚生活を楽しんでいます。

2) 近況のその2・法律相談部

以前お知らせしたとおり、4月をもって正式に大阪大学法律相談部の実務家顧問に就任しました。正式にとっても特に何か形があるわけではなく、これまでと同様、学生法律相談の指導をするのが主な役割です。基本的には学生主体で運営するサークルであるため、今のところ、学生から運営に関する相談に乗ったり、他の指導弁護士に定例相談の担当をお願いしたりといった程度で、特にこれといった役割を果たせていません。前任の先生のようにOB・OGを含めたサークル全体の精神的な支柱になれるレベルには到底至らず、まだまだ修行が必要だと痛感していますが、自分なりのやり方で部のためにできることをやっていきたいと思っています。

3) 弁護士業務の執務状況

章平弁護士のコメントにもありますが、最近は都市問題やまちづくりに関する事件処理の仕事が本格的に増えてきたという印象です。単に相談を受けるだけでなく、既に訴訟になっている事件や訴訟になる可能性の高い事件が多く、緊張感があります。しかし、一つ仕組みが分かってくると新しい事件にも容易に応用ができるため、素早く対応できるということをだんだん実感できるようになりました。もちろん、多くの事件で未経験なことが多いため、その都度新たな勉強が必要ですが、その過程において何をどのように調べればよいかがある程度直感的に分かるようになり、また、基本的な原理原則や手順が分かってくると、調べた中身も素早く理解できるようになったと思います。このまま、「できること」や「分かること」をどんどん増やしていき、どのような事件にも対応できるよう頑張りたいと思います。

4) 法曹養成制度と若手弁護士

この10月で、弁護士になって丸8年が経過することになります。このくらいになると、法廷で対峙する相手方代理人が自分よりも期下の弁護士というケースも多くなりました。また、私のような旧試験組ではなく、法科大学院（ロースクール）を卒業した「新」司法試験組の弁護士も多くなりました。近時、法科大学院「廃校」のニュースが次々と発表され、当初74校でスタートした法科大学院はいまや50校余りにまで減少したばかりか、有名校であっても入学者の定員割れは日常化しています。予備試験（法科大学院を卒業しないルート）の人気と相まって、鳴り物入りでスタートした新法曹養成制度はもはや瓦解寸前、根本的な見直しは避けられない情勢ですが、法科大学院制度を巡る政府・法曹界の迷走ぶりは、「目も当てられない」状態です。

私はロースクールで教鞭を執った経験はありませんが、母校である大阪大学を中心にロースクールに比較的近い立場でいろいろ経験してきました。その教育内容には優れた点が多数あると思います。また、「旧試験組」の実感として、ロースクール出身の弁護士が能力的に劣

っているとは思えません。もちろん個人差もありますし、限られた場面・立場でしか他人の能力を推し量ることはできませんので一概には言えませんが、むしろ、能力的に問題なのは「時代についていけない旧世代の弁護士」ではないかと思います（高齢＝旧世代ということではありません）。問題のポイントは、このような弁護士がいつまでも（ベテランっぽくて顧客がつくから？）市場から退場せず、そのために新規参入者の障壁が高くなるというシステムではないか、これは文字どおり「既得権益」ではないかと感じます。

弁護士に限らず、少子高齢化という現実、デフレとグローバル経済の波の中で、「若手」を取り巻く環境には厳しいものがあります。既得権益を打破することがすなわち正義とは思いませんが、若手が育たない社会に未来はありません。法曹養成制度はどこへいくのか？不透明感を増すばかりの現状には残念な思いが募るばかりです。私にできることは何なのか？それを少しずつ考え、実践したいと思います。

新人事務員のご挨拶（後藤まどか）

1) この事務所に入って一番最初に感じたことは、自分の何を評価してくださったのかが全く分からないということでした。私は大学全体の9割以上の方が、同じ職業に就くという少し特殊な学校に通っていました。その職業に就く自分が想像できず、周りの人とは違う道を選んできました。今考えると、苦手なこと、できないことから逃げ、できる（と思っている）ことだけを選んでやってきたのだと思います。それが本当にできることなら良かったのですが、いろいろな場面でいろいろな人が、もう言ってもしょうがないとあきらめて助けてくれたことに全く気づきませんでした。

2) できるように取り繕って、その場しのぎのような私のやり方は、何一つ通用しない。自分ができないことを認めることは人生はじめての経験でとても辛いことでした。もう頑張れないんじゃないか、もっと楽な道があるんじゃないかと、また逃げてしまいたくなることも何度もありますが、私はここで変わりたい。

3) 常識もなく、落ち着きもない私ですが、少しずつ埋めていきますので、どうぞよろしくお願い致します。

新人事務員のご挨拶（足羽菜緒）

1) はじめまして。4月から坂和事務所で働き始めました。これまでの学生生活とは全く異なる環境で戸惑いも多いですが、日々四苦八苦しながらも頑張っています。社会人として働き、はじめて責任感という言葉の重みを知りました。また、花金のすばらしさも分かりました。この事務所で働いている皆さんは、公私ともに充実していらっしやって素敵だといつも思っています。私も目指していきたいです。

2) お仕事については、私は新人3人の中で唯一の法学部卒ということで、法律本出版のお手伝いもしています。とはいっても、私は政治学科でしたので、法律は「サワリ」しかやってなく、先生方からしたら習ったとはいええないようなレベルだと思います。そのため、少しでも期

待に応えられるよう、おそらく今、学生時代以上に必死に頭を働かせて勉強しています。

3) まだまだ甘ちゃんの私ですが、早く一人前になれるように頑張りますので、よろしくお祈りします。

新人事務員のご挨拶 (長谷川綾子)

1) 2014年4月から坂和総合法律事務所の仲間入りをさせていただくことになりました、長谷川綾子と申します。私は音楽大学のピアノ科出身で、趣味は読書と音楽鑑賞です(普通すぎる...)。とは言っても、最近ではピアノも触っていなければ本もろくに読んでおらず、休日はもっぱら家族や友人とお買い物だなんていう毒にも薬にもならないような(?) 使い方をしています。

2) 私はタイピングの速さを買ってきてくださっているのか(ピアノもパソコンも同じ「キーボード」!)、主に『シネマルーム』や、この『事務所だより』の原稿打ちの作業をらせていただくことが多く、原稿を打つたびに章平先生の記憶力や知識の深さ、頭の回転の速さに感服しています。また、文章を打った後に一通り目を通すのですが、原稿が永田さんのチェックから返ってくると、たくさんの訂正マークが...。少しでも訂正マークを減らして行って、最終的には訂正数0にするのが目標です。

3) この自己紹介を書いていて改めて思ったのですが、文章を書くということは本当に難しいものですね。先生のように...、とはいかないまでも、少しでもたくさんの原稿打ちや日々の仕事を通して勉強し、自分の糧にしていきたいと思ひます。事務所の名前に恥じぬよう精進努力しますので、よろしくお祈り致します。

映画評論家『SHOW-HEY』の部屋

『東宝・新東宝 戦争映画 DVDコレクションのお薦め』

谷村新司の『群青』は、故松林宗恵監督の『連合艦隊』(81年)のラストに流れた名曲だが、あなたはこの映画を観た? また、東宝が一時期終戦記念日大作として作り続けた『日本のいちばん長い日』(67年)、『連合艦隊司令長官 山本五十六』(68年)、『日本海大海戦』(69年)、『激動の昭和史 軍閥』(70年)、『激動の昭和史 沖縄決戦』(71年)を知ってる? さらに嵐寛寿郎が明治天皇に扮した『明治天皇と日露大戦争』(57年)は、NHKドラマスペシャルとして3年間にわたって放映された司馬遼太郎原作の『坂の上の雲』と比較対照すればより興味深い、そんな映画を知ってる?

かつての日本映画には、そんな戦争映画の大作・名作がたくさんあった。それが今、「東宝・新東宝 戦争映画 DVDコレクション」として発売中! 『ハワイ・マレー沖海戦』(42年)、『加藤隼戦隊』(44年)もある。新東宝の『潜水艦ろ号 未だ浮上せず』(54年)、『人間魚雷回天』(55年)もある。さらに『ハワイ・ミッドウェイ大海空戦 太平洋の嵐』(60年)や『太平洋の翼』(63年)もある。そのライ

ナップは、55作品にも上っている。憲法解釈の変更で、集団的自衛権の行使を認める閣議決定が行われた今年の夏は、「戦争は2度としてはいけない」との思いを込めて、こんな戦争映画をじっくり鑑賞してみてもどうだろうか。憲法9条があれば戦争はない。平和を守る。私は決してそんな単純な話ではないと考えている一人だが、さてあなたは...

『グレート・デイズ! 夢に挑んだ父と子』 8月29日、TOHOシネマズ梅田他にて公開

(フランス映画) (監督: ニルス・タヴェルニエ)
(出演: ジャック・ガンブラン、アレクサンドラ・ラミー)

アイアンマンレースとは、水泳3.8km、自転車180km、ラン42.195kmというトライアスロンの中でも最も過酷な競技。一人でも大変なのにこの父親は車イスの息子と共に挑戦! いくらなんでもそりゃ無茶! 16時間以内で完走できればアイアンマンの称号を入手できるが、さてその見込みは? 『最後のふたり』(11年)は、男同士の本音のぶつかり合いで感動を呼んだが、同じ狙いのワン・イシュー映画の輝きは?



◆ 業務時間 ◆
平日 午前9時～午後6時
土曜日 午前9時～午後3時
(業務時間外の相談をご希望の方はお申し出下さい。)
* 相談にこられる際は日時の予約をしていただき、関係資料を一式持参して下さい。
* また相談内容のメモを事前にFAXもしくはメールにていただければ幸いです。
* お車で来られる方はアクセスマップ(車・タクシー用)を参照して下さい。
事務所のホームページ
<http://www.sakawa-lawoffice.gr.jp/sub1-3-2007chizu.pdf>
から印刷していただくか、ご連絡をいただきましたらFAXします。

弁護士兼映画評論家 坂和章平の出版物の紹介

1974年以降の弁護士生活40年の中で書いた法律書は膨大な数に。また01年以降の映画評論家生活13年の中で書いた2500本以上の映画の評論本は31冊に。そこで今回はその主なものを掲載します。『シネマルーム』はすべて、法律書はABCを無料で贈呈します。ご注文は坂和総合法律事務所までFAX(06-6364-5820)もしくはメール(office@sakawa-lawoffice.gr.jp)で。但し送料は実費負担をお願いします。



(96年5月) (04年5月) (04年11月) (05年4月) (05年10月) (07年7月) A (08年4月)



B (06年9月) (10年3月) (10年12月) (09年8月) (12年8月) C (05年8月) (13年12月)

愛媛大学での「都市法政策」の集中講義を実況中継。

この本をもとに中国語の『电影如歌』を!

中国語の本も2冊出版し、真夏の上海ブックフェアでサイン会を!

まるごと坂和弁護士!

観光立国のためには良好な景観が不可欠。そのための法と政策は?

やっぱり坂和弁護士の映画評論はおもしろいわ! 『シネマルーム』シリーズ



(10年12月) (11年7月) (11年12月) (12年7月) (12年12月) (13年7月) (13年12月) (12年4月)



(08年6月) (08年9月) (08年10月) (09年2月) (09年5月) (09年8月) (09年12月) (10年7月)



(06年7月) (06年11月) (07年2月) (07年6月) (07年10月) (07年10月) (08年2月) (08年5月)



(02年6月) (03年8月) (04年4月) (04年11月) (04年12月) (05年5月) (05年10月) (06年2月)